

住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律

(平成一五年六月一日法律第七五号)

一、提案理由(平成一五年四月八日・衆議院国土交通委員会)

扇國務大臣 ただいま議題となりました住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

住宅金融公庫は、従来より、国民の住宅建設に必要な資金を融通することにより、国民の住生活の安定に大きく寄与してきたところですが、平成十三年十二月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画に基づき、貸し付け自体は民間にゆだね、その貸し付けに係る債権を住宅金融公庫が証券化すること等を通じて、民間金融機関による住宅資金の融通を支援する証券化支援業務を実施する必要があります。

この法律案は、このような観点から、証券化支援業務等について、所要の改正を行うものです。

次に、この法律案の概要について御説明を申し上げます。

第一に、民間金融機関による住宅資金の融通を支援するため、住宅金融公庫の業務に、民間金融機関の貸付債権を住宅金融公庫が譲り受け、信託した上で、それを担保として住宅金融公庫が債券を発行する業務とともに、元金及び利息等を対象とする住宅融資保険が付された民間金融機関の貸付債権等を担保として、民間金融機関が発行する債券等について、住宅金融公庫が債務の保証を行う業務を追加することとしております。

第二に、平成十九年三月三十一日までに、別に法律で定めるところにより、住宅金融公庫を廃止し、住宅金融公庫の権利及び義務を承継する独立行政法人を設立することとし、当該独立行政法人には住宅金融公庫が行う証券化支援業務の実施状況、民間金融機関の住宅資金の貸し付けの状況等を勘案し、必要な業務を行わせることを定めることとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由です。

この法律案が速やかに成立しますように、御審議をよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

二、衆議院国土交通委員長報告(平成一五年四月二二日)

河合正智君 ただいま議題となりました住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、住宅金融公庫が一般の金融機関による住宅資金の貸し付けを支援するための所要の措置等を講じようとするものであり、その主な内容は、

第一に、住宅金融公庫の業務として、住宅の建設等に必要な資金に係る金融機関が貸し付けた貸付債権について、債権譲り受けの業務及び債務保証の業務を行うこと、

第二に、債権譲り受けの業務により譲り受けた貸付債権の回収に関する業務等を、金融機関等に委託することができること、

第三に、債権譲り受けの業務及び債務保証特定保険の業務に関する基金を設けること、

第四に、政府は、平成十九年三月三十一日までに、住宅金融公庫を廃止し、住宅金融公庫からその権利及び義務を承継する独立行政法人を設立するために必要な措置を講ずること

などであります。

本案は、去る四月三日日本委員会に付託され、八日扇国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十五日に質疑に入り、十六日参考人からの意見聴取を行い、十八日質疑を終了しました。

質疑の中では、住宅金融公庫融資についての評価、住宅金融公庫の業務に証券化支援業務を追加する意義、民間金融機関の住宅ローンの状況、住宅の質的向上に関する誘導策などについて議論が行われました。

質疑終了後、討論を行い、採決いたしました結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年四月一八日）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 一 今後の住宅政策の展開に当たっては、公共賃貸住宅、民間賃貸住宅及び持家住宅についてバランスのとれた施策を講ずることとし、民間賃貸住宅の居住水準の向上を図ること。
- 二 住宅金融公庫の資産負債管理の推進に当たっては、資金調達手段の多様化と財務状況の公開を積極的に行うこと。
- 三 住宅金融公庫の貸付けに係る住宅の耐久性に関する技術の普及に努めるとともに、引き続き住宅建設コストの低減に努めること。
- 四 良質な中古住宅の流通の円滑化のために、中古住宅の評価システムの普及、市場における住宅情報の提供機能の整備等に努めること。
- 五 住宅金融公庫融資に係る延滞債務が増加している現状にかんがみ、今後の経済状況を踏まえ利用者の事情に配慮した返済困難者対策を講ずるよう努めること。
- 六 住宅金融公庫融資については、障害者、高齢者等社会的弱者の居住の安定、シックハウス問題への対応、地域材を用いた木造住宅の建設推進、外断熱の推進等住宅の省エネルギー化等の政策誘導機能を重視したものとなるよう努めること。
- 七 証券化支援業務の推進に当たっては、将来的に保証型の支援業務が拡大するよう努めること。

八 住宅金融公庫から、その権利及び義務を承継する独立行政法人の業務については、平成十九年三月三十一日までに、民間金融機関が長期固定ローンを大量・安定的かつ公平に供給している状況を充分検討した上で、国民の住宅取得に支障がないように留意して決定すること。

三、参議院国土交通委員長報告（平成一五年六月四日）

藤井俊男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、住宅金融公庫が銀行その他一般の金融機関による住宅資金の貸付けを支援するための貸付債権の譲受け又は貸付債権を担保とする債券等に係る債務の保証を行うことができることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人からの意見聴取を行うとともに、証券化支援業務の導入と今後の展開の見通し、住宅金融公庫の果たしてきた役割と今後の住宅政策における位置付け、公庫が中低所得者向けの長期固定の住宅ローンを継続的に供給することの必要性、住宅の質、まちづくりの支援等に係る政策誘導に対する公庫のかかわり方、中古住宅の評価システムの確立と流通市場の育成その他についての質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して富樫委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年六月三日）

住宅政策の目的は国民の居住水準の向上にあり、政策融資もこの一翼を担うものである。住宅金融公庫の改革に当たっては、この目的が達成されるよう十分な配慮が求められる。

以上のような観点に立って、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、証券化支援業務の実施に伴い、公庫の直接融資商品、民間金融機関独自の商品に加え、新たに買取型商品等が市場に供給されることを踏まえ、各商品に関する正確な情報提供がなされるよう配慮すること。
- 二、公庫は証券化支援業務の制度設計に当たって、民間金融機関との十分な協議を行い、職業、性別、地域等による融資選別が発生しないようにすること。
- 三、証券化支援業務の対象となる住宅ローンについても、返済困難者対策が講じられるよう配慮すること。

四、中古住宅の評価システムの普及、市況情報の提供等による市場の育成により、良質な中古住宅の流通の円滑化を図り、中古住宅についても証券化支援業務の対象とするよう検討すること。

五、高齢者等社会的弱者の居住の安定、ファミリー世帯への賃貸住宅供給、住宅の耐久性・省エネルギー・バリアフリー性能の向上、シックハウス問題への対応、市街地再開発、密集市街地の再生等のまちづくり、マンションの再生、定期借地権付住宅の建設、災害復興等の施策が推進されるよう、公庫の政策誘導機能の維持・拡充に努めること。

六、公庫から権利及び義務を承継する独立行政法人の業務については、民間金融機関が長期固定ローンを大量・安定的かつ公平に供給している状況を充分検討した上で、国民、特に中・低所得者の住宅取得並びに住宅政策推進の観点から支障がないように留意して決定すること。

右決議する。